

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月4日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第2号

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県手数料徴収条例施行規則（平成12年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(指定試験機関等への手数料の納付)			(指定試験機関等への手数料の納付)		
第3条 条例第5条に規定する手数料は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、当該手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる指定試験機関等に納付するものとする。			第3条 条例第5条に規定する手数料は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、当該手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる指定試験機関等に納付するものとする。		
条例別表の項	手数料の名称	指定試験機関等の名称	条例別表の項	手数料の名称	指定試験機関等の名称
(略)			(略)		
457の項	(略)	<u>一般財団法人保安通信協会</u>	457の項	(略)	<u>静岡県公安委員会が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第5項に基づき試験事務を行わせることと</u> <u>している指定試験機関</u>
458の項	(略)	<u>一般財団法人保安通信協会</u>	458の項	(略)	<u>静岡県公安委員会が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項に基づき試験事務を行</u>

			<u>わせることと</u>
			<u>している指定</u>
			<u>試験機関</u>
(略)			(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。